

公 示 送 達 書

令和 8 年 9 月 8 日

北海道虻田郡倶知安町長

文字 一志

下記の者にかかる次にかかる書類を公示送達します。なお、これらの書類は町長が保管しており、受領権限を有する者はいつでも交付します。

[illegible]

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき上記の書類の送達があったものと見なされます。